

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間 への算入	年金額 への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部)	○
一部納付	○	○(一部)	○
納付猶予	○	×	○
未納	×	×	×

※未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不慮の事故が発生した際の障害基礎年金・遺族年金や、将来の老齢基礎年金を受けられない場合があります

保険料納付猶予制度
対象 本人・配偶者の前年所得が一定の基準以下の50歳未満の人
猶予額 保険料の全額
 ※学生は利用できません
学生納付特例制度
対象 本人の所得が一定の基準以下の学生
猶予額 保険料の全額

◆付加年金制度
 自営業者などの第1号被保険者の人が、希望により通常の保険料に「月額400円」を追加して納付することで、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金も受けられるようになります。
 付加年金の年間給付額は「付加保険料を納めた月数×200円」で計算されます。2年間受け取るだけで納めた保険料と同額になる、大変お得な制度です。
各種申請 保険年金課・鬼石総合支所住民サービス課
問い合わせ 保険年金課 ☎ 22259

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設置希望者募集
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、1日複数回の定期巡回訪問と利用者からの通報による訪問を組み合わせたサービスです。平成30年度より設置を希望する法人を募集します。
事前相談 7月31日(火)まで
募集期間 8月1日(水)～17日(金)
 その他 応募用紙などは市ホームページにあります
申し込み・問い合わせ 介護高齢課 ☎ 22292



限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

国民健康保険と後期高齢者医療制度には、1カ月間にかかる医療費の支払いを一定額に抑えたり、入院時の食事代を減額したりする制度があります。

この制度を利用するには「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要があります。入院の予定がある人や医療費が高額になる可能性のある人は事前に申請してください。

※限度額適用認定証が無くても限度額を超えた支払額は申請により後日支給されます
 ※後期高齢者の現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人は、7月中旬に申請した場合「限度額適用認定証」が使用できるのは平成30年8月1日からです

対象 ▽国民健康保険の加入者。70～74歳の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人▽後期高齢者医療の加入者で現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人

制度改正のお知らせ
 8月診療分から70歳以上の人の区分が変わります。変更後の区分

区分	外来(個人ごと)		入院+外来(世帯ごと)	
	現役並みⅢ	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (多数該当14万100円*)		5万7,600円 (多数回該当4万4,400円*)
現役並みⅡ	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (多数該当9万3,000円*)		2万4,600円	
現役並みⅠ	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (多数該当4万4,400円*)		1万5,000円	
一般	1万8,000円 (年間上限14万4,000円)		8,000円	
低所得Ⅱ	8,000円			
低所得Ⅰ				

※ 過去12カ月に3回以上上限額に達した場合は4回目からの多数回該当となり、上限額が下がります
認定証の更新
 現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。

更新は加入している医療制度により異なります。
■国民健康保険の人
 8月以降も使用したい人は再度申請手続きが必要です。8月1日以降に申請手続きに来てください。

■後期高齢者医療の人
 既に交付されている人は手続き不要です。7月中旬ごろに新しいものを郵送します。
 ※住民税課税世帯になるなど対象を外れた人は除きます
 ※平成30年8月から現役並みの所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限度額適用認定証」の交付対象です。対象者には7月下旬に通知を発送します

申請場所 保険年金課・鬼石総合支所住民サービス課
申請に必要な物 保険証・印鑑(スタンプ印不可)
問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険加入者Ⅱ国保係 ☎ 28222 ▽後期高齢者医療制度加入者Ⅱ医療年金係 ☎ 22259



国民年金制度からのお知らせ

国民年金の第1号被保険者(毎月の保険料を納める人)が、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合には一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※制度を利用するには申請して承認される必要があります。申請は毎年必要で、本年度分の申請を受け付けています。なお、申請は過去2年分までさかのぼって行えます。

※保険料が免除や猶予になった期間は、年金を受給するための資格期間に算入されませんが、受け取る年金額は減額されます(左上図)。年金額を増やしたい場合は10年以内であれば後から保険料を納めることができます

保険料免除制度
対象 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の人の免除額 所得額に応じ、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1が免除されます。ただし、一部免除を受けた場合、免除された残りの保険料を納入しないと未納と同じ扱いになります



失業による免除・猶予
 失業した時は所得があっても、雇用保険受給資格者証(写し)などの書類を添付し申請すれば免除もしくは猶予になる場合があります。
免除・猶予額 保険料の全額



介護保険負担割合証の更新

要介護・要支援認定などを受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の適用期間が7月31日で終了しますので、新しい負担割合証(緑色、封筒は青色)を7月中旬に郵送します。必ず介護保険被保険者証と一緒に保管してください。

利用者負担割合
 平成30年8月1日から一定以上所得のある人の負担割合が下表のとおり一部変更となります。

	対象
3割(新設)	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が220万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上
2割	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上
1割	上記以外の人、上記にかかわらず住民税非課税の人および生活保護を受給している人

問い合わせ 介護高齢課 ☎ 22292

100歳のお誕生日 おめでとうございます
 新井市長と反町市議会議員が慶祝訪問

田島 文子さん(6月11日訪問)
 好きな物をたくさん食べることが長生きの秘訣と話す田島さん(6月11日生まれ・神田)。家族や施設の皆さんにお祝いをしてもらい「皆さんのおかげです。とってもうれしい」とお礼をしました。



介護保険負担限度額認定の申請・更新

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を所得に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

対象 ▽生活保護を受給している人▽世帯内および世帯分離している配偶者に住民税を課税されている人がいないで、預貯金などが1000万円以下(配偶者がいる場合は2000万円以下)の人
 ※本人の収入などにより自己負担限度額は3段階に区分
 ※対象外の場合でも高齢者

夫婦世帯などは「特例減額措置」の対象となる場合もありますので相談してください
申請に必要な物 ▽申請書▽本人および配偶者の印鑑(スタンプ印不可)▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し
 ※申請書は介護高齢課・介護保険施設・市ホームページにあります
認定証の更新
 現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も必要な人は8月末日までに更新の手続きをしてください。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設置希望者募集

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、1日複数回の定期巡回訪問と利用者からの通報による訪問を組み合わせたサービスです。平成30年度より設置を希望する法人を募集します。
事前相談 7月31日(火)まで
募集期間 8月1日(水)～17日(金)
 その他 応募用紙などは市ホームページにあります
申し込み・問い合わせ 介護高齢課 ☎ 22292